埼医業Ⅱ第 1335 号
令和７年９月２日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　小　室　保　尚）
（公印省略）

生産性向上・職場環境整備等事業について（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記のことについて、別添写しのとおり令和７年９月１日付医第６３６号にて、埼玉県保健医療部長から周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員周知についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、給付対象医療機関には直接、県医療整備課からも通知されるとのことです。

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　森田
電　話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

写

医 第 ６ ３ ６ 号
令和７年９月１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子（公印省略）

生産性向上・職場環境整備等事業について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、生産性向上・職場環境整備等事業について、下記のとおり実施することとしました。

つきましては、貴会の会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

１　事業概要　　賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るため、生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関に限る。）に対し、経費相当分の給付金を支給する。
詳細は、県ホームページをご参照ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/seisanseikoujou/seisanseikoujou.html
（右の二次元コードからＵＲＬを読み取ることができます）

２　申請期間　　令和７年９月１日（月）から令和７年１０月３１日（金）まで

担　当：総務・医療企画担当
山口、星野、宮本
Mail:a3530-15@pref.saitama.lg.jp
電　話：０４８－８３０－３５３５

事　務　連　絡
令和７年９月１日

各医療提供施設
　代表者様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子（公印省略）

埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金の申請について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、業務の効率化や職員の処遇改善等に取り組む病院、診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下、「医療提供施設」という）に対し、埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金を交付いたします。

ついては、同封の資料を御確認いただき、対象となる医療提供施設におかれましては、期日までに申請いただくようお願いいたします。

※本給付金の給付対象となるのは、令和７年３月31日までにベースアップ評価料を届け出ている医療提供施設となります。
令和７年４月１日以降に届け出ている場合は対象となりません。御承知ください。

【同封資料】
- **本通知文（1枚）**
- **申請のご案内（1枚）**
- **Ｑ＆Ａ（3枚）**

【申請先】
https://82730829.form.kintoneapp.com/public/f0ccb98b8f5d69e693150414eadb5f34f378db309bdccdbd919d71cb1d8dc877

申請フォームはこちらから

交付要綱等の詳細はこちらから

彩の国
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県
生産性向上・職場環境整備等事業給付金

申請期限

令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）まで

交付金額

対象事業施設の区分	交付額
病院、有床診療所 （医科・歯科） ※ 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円	許可病床数 × 4万円
無床診療所 （医科・歯科）	1施設 × 18万円
訪問看護ステーション	1施設 × 18万円

申請方法

電子システム 又は 電子メール（saitama-seisansei25@his-world.com）

※ オンライン化推進のため、電子での申請にご協力をお願いします。

交付要件等の詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業について　検索

交付対象

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料の届出をしている上記対象施設であり、令和6年度から7年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日）の間に実施する以下の取組に対して交付対象とする。

- ICT機器等の導入による業務効率化
- タスクシフト／シェアによる業務効率化
- 給付金を活用した更なる賃上げ

お問合せ
埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金 コールセンター
☎ 050-1753-5236
受付時間
月～土曜日　9時00分～18時00分
（日曜日・祝日・年末年始を除く）
✉ saitama-seisansei25@his-world.com
【ホームページ】https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/seisanseikoujou/seisanseikoujou.html

埼玉県

生産性向上・職場環境整備等事業に関するQ＆A（第1版）

令和７年８月１８日



目次

ー全体ー……3

Q1.いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか？……3

Q2.対象施設が申請時等に提出する書類を教えてください。……3

Q3.医療機関から県に申請書兼請求書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか？……3

Q4.機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、申請時及び実績報告時に添付する必要はありますか？……3

Q5.本事業の申請額算出における許可病床数には、一般床以外の病床も含まれるのでしょうか？……3

Q6. 本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますでしょうか？……4

Q7. 地域医療総合確保基金の事業区分Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等の既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象）となりますでしょうか？……4

Q8.例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるでしょうか？……4

ーベースアップ評価料ー……5

Q9. 対象となるベースアップ評価料を教えてください。……5

Q10. ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか？……5

Q11. ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか？……5

Q12. ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となりますが、本事業については、同年3月31日までに届出する必要があるのでしょうか？ 6

Q13.令和7年度事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延期されますか？……6

ーICT機器等の導入による業務効率化関係ー……6

Q14. 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？……6

Q15.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか？……6

Q16.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか？ 7

Q17. 令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか？ 7

Q18. 給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はありますか？ 7

Q19. ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合はどうすればいいですか？ 7

Q20. ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を行っている必要がありますか？ 7

ータスクシフト／シェアによる業務効率化関係ー 8

Q21. 給付金の支給対象となる取組のうち「医師事務作業者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？ 8

Q22. 給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？ 8

Q23. 公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか？ 8

Q24.「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか？ 9

Q25.ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分（基本給等の増加分）およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？ 9

Q26. 令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか？ 9

Q27. 法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？ 9

Q28. 訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか？ 10

Q29. 訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか？ 10

Q30. 例えば、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が4月1以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか？ 10

ー全体ー

Q1.いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか？

A. 令和6年4月1日時点において人材確保が喫緊の課題となっており更なる処遇が必要な状況にあることを踏まえ、対象期間は令和6～7年度の取組（R6.4.1～R8.3.31）を対象とします。なお、申請日以降に生じることが見込まれる経費も合わせて概算で申請することも可能です。ただし、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなります。

Q2.対象施設が申請時等に提出する書類を教えてください。

A. 申請の際は、申請書兼請求書（様式第1号）と、給付金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が確認できる書類（預金通帳の写し等）を提出してください。
また、取組終了後の実績報告時には、実績報告書（様式第４号）を提出してください。
様式は、今後、埼玉県ホームページに掲載予定です。電子システム又は電子メールにて申請してください。

Q3.医療機関から県に申請書兼請求書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか？

A. まとめて申請することも可能です。ただし、県から法人の口座に複数施設の給付金が一括で振り込まれた後、各施設の申請額と齟齬を来さないように配分しください。

Q4.機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、申請時及び実績報告時に添付する必要はありますか？

A. 執行事務の簡素化を図る観点から申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要です。
領収書や賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、補助金額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間は対象施設側で保管してください。

Q5.本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか？

A.申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。

Q6. 本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますでしょうか？

A.医療機関が、埼玉県の勤改センター又は総合医局機構の助言の下に作成した「医師等勤務時間短縮計画」に基づき、労働時間の短縮による勤務環境の改善のために取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウエアのうち一定の規模（30万円以上）のものについて、特別償却額として取得価格（※）の15％を機器導入初年度の所得税または法人税の課税額を計算する際の必要経費に算入することができます（医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度）。

本税制の活用には「医師等勤務時間短縮計画」の作成が必要になりますが、勤改センターに配置されたアドバイザーが計画作成の助言等を行うことが可能であるため，本税制の詳細等については、埼玉県の勤改センター又は総合医局機構にお問い合わせください。
※補助金等を活用して取得したものである場合には、購入金額から補助金分を差し引いた部分が本税制の対象になります。

※制度概要 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001485288.pdf

Q7. 地域医療総合確保基金の事業区分Ⅵ(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等の既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象)となりますでしょうか？

A.既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による給付を受けることは可能です。ただし、既存の補助事業により導入したICT機器等の導入経費やタスク・シフトシェアの経費に給付金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行って下さい。
なお、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。

Q8.例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるでしょうか？

A.実績報告時に報告いただくことで足ります。

―ベースアップ評価料―

Q9. 対象となるベースアップ評価料を教えてください。

A.以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている施設が対象になります。

【病院・有床診療所】

0100　外来・在宅ベースアップ評価料(I)

P100　歯科外来・在宅ベースアップ評価(I)

0102　入院ベースアップ評価料(医科)

P102　入院ベースアップ評価料(歯科)

訪問介護ベースアップ評価料(I)

【無床診療所・訪問介護ステーション】

100　外来・在宅ベースアップ評価料(I)

P100　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

訪問看護ベースアップ評価料(I)

Q10. ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか？

A. 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていることが要件になります。
「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されていれば届出日に届け出たものと見なします。

Q11. ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか？

A. 算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

Q12. ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となりますが、本事業については、同年3月31日までに届出する必要があるのでしょうか？

A. 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。

Q13.令和7年度事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延期されますか？

A. 令和7年度事業として実施する場合でも、本事業の支給対象となるためには令和7年3月31日までに届け出ている必要があり、届け出期限は延長されません。

―ICT機器等の導入による業務効率化関係―

Q14. 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

A. 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等が給付の対象となります。

例えば、タブレット端末、臨床センサー、インカム、WEB会議設備、床拭きロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。

また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウエアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば対象となり得ます。

Q15.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備(Wi-Fi、ルーターなど)や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか？

A. 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。
こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

だたし、事業目的に明らかに合致していない経費や、事業の対象期間外に生じる利用などについては対象になりません。

例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。

Q16.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか？

A. 事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。

Q17. 令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料(ランニングコスト)やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか？

A. 新たに導入するICT機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストやシステム更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

Q18. 給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はありますか？

A. 給付の対象となる機器・備品1台の購入価格に上限は定めていません。

※対象医療機関等の区分ごとの給付の上限額は決まっています。

Q19. ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額(基準額)に満たない場合はどうすればいいですか？

A. 実際の費用が支給額(基準額)を下回る場合はその差額を返還することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額(基準額)以上の取組となるようご検討ください。

なお、申請段階で金額が確定している場合は、確定した金額で申請をお願いいたします。

Q20. ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を行っている必要がありますか？

A. 補助対象期間内(令和８年３月31日までに)に終えている必要があります。

ータスクシフト／シェアによる業務効率化関係ー

Q21. 給付金の支給対象となる取組のうち「医師事務作業者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

A. 既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のため、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。

また、従前から勤務している職員が、
・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費
・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費
・人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費）も対象となり得ますが紹介予定派遣の紹介手数料は対象外です。

ー給付金を活用した更なる賃上げ関係ー

Q22. 給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

A. 本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。
そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員についてベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。

単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

Q23. 公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか？

A. 公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本給付金を

活用することはできません。

Q24. 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか？

A. 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40 歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。

Q25.ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分（基本給等の増加分）およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？

A. 上記 Q24の回答に掲げる職種にかかる増加分であれば対象になり得ます。

Q26. 令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか？

A. 令和5年度の取組は対象となりません。

Q27. 法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？

A. 単なる法定福利費等の増加分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。

また、給付額の 83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残りの 16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。

Q28. 訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか？

A. 「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ST」のそれぞれで、令和７年３月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば両方で申請することが可能です。

Q29. 訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか？

A. 対象になりません。

Q30. 例えば、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が4月1以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか？

A. 例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。

また、令和７年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。

判断に迷う場合には、コールセンターにお問合せください。

